

佐賀県告示第三百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年十二月二十二日から平成二十四年一月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十二日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域	
	区	間
一般国道 二〇四号	伊万里市瀬戸町字境搦二六〇 九番二二地先から	伊万里市瀬戸町字早里三〇一 三番一六四地先まで
	伊万里市瀬戸町字境搦二六〇 九番二二地先から 伊万里市瀬戸町字早里三〇一 三番一六四地先まで	伊万里市瀬戸町字早里三〇一 三番一六四地先まで
	前	後
	幅員 メートル 二六・九 九・一	幅員 メートル 一八・九 一三・三
	延長 メートル 三三三・九	延長 メートル 三三四・二